

改正案	現行
<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分）</p> <p>第五条 法第五条第四号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる金融機関等の種類に並び、当該各号に定める区分をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行（長期信用銀行法第十条において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有するものに限る。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であること。</p> <p>一の三 海外拠点を有する信用金庫連合会（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有するものに限る。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれもが、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 単体普通出資等Tier 1比率及び連結普通出資等Tier</p>	<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分）</p> <p>第五条 法第五条第四号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる金融機関等の種類に並び、当該各号に定める区分をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行及び海外拠点を有する信用金庫連合会（長期信用銀行法第十七条及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有するものに限る。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であること。</p> <p>（新設）</p>

1 比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 単体Tier 1比率及び連結Tier 1比率 六パーセント以上であること。

ハ 単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率 八パーセント以上であること。

二 (略)

二の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行(第一号の二に規定するものを除く。) 国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

二の三 海外拠点を有する信用金庫連合会(第一号の三に規定するものを除く。) 国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ 単体普通出資等Tier 1比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 単体Tier 1比率 六パーセント以上であること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。

三〇六 (略)

2 前項第一号、第一号の二、第二号、第二号の二及び第三号から第四号の二までの「海外営業拠点」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める海外営業拠点をいう。

一 前項第一号、第一号の二、第二号及び第二号の二の海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平

二 (略)

二の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行及び海外拠点を有する信用金庫連合会(第一号の二に規定するものを除く。) 国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。
(新設)

三〇六 (略)

2 前項第一号から第四号の二までに規定する「海外営業拠点」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する海外営業拠点をいう。

一 前項第一号から第二号の二までに規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年

成十二年総理府・大蔵省令第三十九号)第一条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十号)第一条第三項に規定する海外営業拠点

二 前項第三号から第四号の二までの海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項に規定する海外営業拠点

3 第一項第一号の三及び第二号の三の「海外拠点」とは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十一号)第三条第三項に規定する海外拠点をいう。

4 第一項第一号から第三号までの「国際統一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項若しくは第三条第三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統一基準をいう。

5 第一項第一号から第二号の三まで、第五号及び第六号の「単体自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する

総理府・大蔵省令第三十九号)第一条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十号)第一条第三項に規定する海外営業拠点

二 前項第三号から第四号の二までに規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項に規定する海外営業拠点

3 第一項第一号の二及び第二号の二に規定する「海外拠点」とは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十一号)第三条第三項に規定する海外拠点をいう。

4 第一項第一号から第三号までに規定する「国際統一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項若しくは第三条第三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統一基準をいう。

5 第一項第一号から第二号の二まで、第五号及び第六号に規定する「単体自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第六項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十二号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率をいい、第一項第一号及び第二号の「単体普通株式等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項に規定する単体普通株式等Tier 1比率、単体Tier 1比率及び単体総自己資本比率をいい、第一項第一号の三及び第二号の三の「単体普通出資等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項に規定する単体普通出資等Tier 1比率、単体Tier 1比率及び単体総自己資本比率をいう。

6 第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Tier 1比率、連結Tier 1比率及び連結総自

準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第六項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十二号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率をいい、第一項第一号及び第二号に規定する「単体普通株式等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項に規定する単体普通株式等Tier 1比率、単体Tier 1比率及び単体総自己資本比率をいう。

6 第一項第一号から第五号まで（同項第二号及び第二号の二を除く。）に規定する「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号に規定する「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Tier 1比率、連結

己資本比率をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等 Tier 1 比率」、「連結 Tier 1 比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項に規定する連結普通出資等 Tier 1 比率、連結 Tier 1 比率及び連結総自己資本比率をいう。

一 第一項第一号から第一号の三まで及び第五号の連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率

二 第一項第三号から第四号の二までの連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項又は長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率

7 第一項第三号の二の「第一基準」とは、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第三項に規定する第一基準をいう。

8 第一項第四号から第六号まで（同項第四号の二を除く。）の「国

Tier 1 比率及び連結総自己資本比率をいう。

一 第一項第一号、第一号の二及び第五号に規定する連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率

二 第一項第三号から第四号の二までに規定する連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項又は長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率

7 第一項第三号の二に規定する「第一基準」とは、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第三項に規定する第一基準をいう。

8 第一項第四号から第六号まで（同項第四号の二を除く。）に規定

内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項若しくは第三条第四項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する国内基準をいう。

9 第一項第四号の二の「第二基準」とは、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する第二基準をいう。

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定

第六条 (略)

2 (略)

3 前項の申請書及びその写しには、認定経営基盤強化計画の写しその他法第六条第一項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類をそれぞれ添付するものとする。

4 5 6 (略)

(認定経営基盤強化計画の履行状況の報告)

第八条 (略)

2 法第八条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を行う金融機関等が銀行、長期信用銀行、銀行持株会社及び

する「国内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項若しくは第三条第四項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する国内基準をいう。

9 第一項第四号の二に規定する「第二基準」とは、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する第二基準をいう。

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定

第六条 (略)

2 (略)

3 前項の申請書及びその写しには、認定経営基盤強化計画の写しその他法第六条第一項に規定する認定をするため参考となるべき事項を記載した書類をそれぞれ添付するものとする。

4 5 6 (略)

(認定経営基盤強化計画の履行状況の報告)

第八条 (略)

2 法第八条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を行う金融機関等が銀行、長期信用銀行、銀行持株会社及び

3
(略)

長期信用銀行持株会社である場合にあつては、当該認定経営基盤強化計画の実施期間の各事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の履行状況について、原則として当該期間経過後三月以内に、金融庁長官に前項の様式により報告しなければならない。

3
(略)

長期信用銀行持株会社である場合にあつては、当該認定経営基盤強化計画の実施期間の各事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の履行状況について、原則として当該期間経過後三月以内に、金融庁長官に前項に規定する様式により報告しなければならない。

二 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）

改正案	現行
<p>(経営強化計画の提出) 第三条 (略)</p> <p>2 前項第五号の員外監事とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 一四 (略)</p> <p>(健全な自己資本の状況にある旨の区分)</p> <p>第十条の二 法第五条第一項第六号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる金融機関等（銀行持株会社等を含む。以下この項において同じ。）の種類に依り、当該各号に定める区分をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行（長期信用銀行法第十条七条において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有するものに限る。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であること。</p> <p>一の三 海外拠点を有する信用金庫連合会（信用金庫法第八十九条</p>	<p>(経営強化計画の提出) 第三条 (略)</p> <p>2 前項第五号に規定する員外監事とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 一四 (略)</p> <p>(健全な自己資本の状況にある旨の区分)</p> <p>第十条の二 法第五条第一項第六号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる金融機関等（銀行持株会社等を含む。以下この項において同じ。）の種類に依り、当該各号に定める区分をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行及び海外拠点を有する信用金庫連合会（長期信用銀行法第十七条及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有するものに限る。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であること。</p> <p>(新設)</p>

第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有するものに限る。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれもが、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ 単体普通出資等Tier 1比率及び連結普通出資等Tier 1比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 単体Tier 1比率及び連結Tier 1比率 六パーセント以上であること。

ハ 単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率 八パーセント以上であること。

二 (略)

二の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行（第一号の二に規定するものを除く。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

二の三 海外拠点を有する信用金庫連合会（第一号の三に規定するものを除く。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ 単体普通出資等Tier 1比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 単体Tier 1比率 六パーセント以上であること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。

二 (略)

二の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行及び海外拠点を有する信用金庫連合会（第一号の二に規定するものを除く。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

(新設)

三〇六 (略)

2 前項第一号、第一号の二、第二号、第二号の二及び第三号から第四号の二までの「海外営業拠点」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める海外営業拠点をいう。

一 前項第一号、第一号の二、第二号及び第二号の二の海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号）第一条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十号）第一条第三項に規定する海外営業拠点

二 前項第三号から第四号の二までの海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項に規定する海外営業拠点

3 第一項第一号の三及び第二号の三の「海外拠点」とは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十一号）第三条第三項に規定する海外拠点をいう。

4 第一項第一号から第三号までの「国際統一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項若しくは第三条第三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は

三〇六 (略)

2 前項第一号から第四号の二までに規定する「海外営業拠点」とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める海外営業拠点をいう。

一 前項第一号から第二号の二までに規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号）第一条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十号）第一条第三項に規定する海外営業拠点

二 前項第三号から第四号の二までに規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項に規定する海外営業拠点

3 第一項第一号の二及び第二号の二に規定する「海外拠点」とは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十一号）第三条第三項に規定する海外拠点をいう。

4 第一項第一号から第三号までに規定する「国際統一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項若しくは第三条第三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統一基準をいう。

5 第一項第一号から第二号の三まで、第五号及び第六号の「単体自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第六項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十二号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率をいい、第一項第一号及び第二号の「単体普通株式等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項に規定する単体普通株式等Tier 1比率、単体Tier 1比率及び単体総自己資本比率をいい、第一項第一号の三及び第二号の三の「単体普通出資等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項に規定する単体普通出資等Tier 1比率、単体Tier 1比率及び単体総自己資本比率をいう。

6 第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「

四項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統一基準をいう。

5 第一項第一号から第二号の二まで、第五号及び第六号に規定する「単体自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第六項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十二号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率をいい、第一項第一号及び第二号に規定する「単体普通株式等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項に規定する単体普通株式等Tier 1比率、単体Tier 1比率及び単体総自己資本比率をいう。

6 第一項第一号から第五号まで（同項第二号及び第二号の二を除く

「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結自己資本比率をいう。

一 第一項第一号から第一号の三まで及び第五号の連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率

二 第一項第三号から第四号の二までの連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項又

。に規定する「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号に規定する「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結自己資本比率をいう。

一 第一項第一号、第一号の二及び第五号に規定する連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率

二 第一項第三号から第四号の二までに規定する連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条

は長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第五條の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率

7 第一項第三号の二の「第一基準」とは、銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第三條第三項又は長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第三條第三項に規定する第一基準をいう。

8 第一項第四号から第六号まで（同項第四号の二を除く。）の「国内基準」とは、銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第一條第五項若しくは第三條第四項、長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第一條第五項又は信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第三條第四項に規定する国内基準をいう。

9 第一項第四号の二の「第二基準」とは、長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第三條第四項に規定する第二基準をいう。

（法第三十四條第六項の規定による経営指導計画の提出）

第九十條（略）

2 法第三十四條第六項に規定する主務省令で定める事項は、前項第二号の信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優先出資又は特定社債であつて経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及

第五項又は長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第五條の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率

7 第一項第三号の二に規定する「第一基準」とは、銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第三條第三項又は長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第三條第三項に規定する第一基準をいう。

8 第一項第四号から第六号まで（同項第四号の二を除く。）に規定する「国内基準」とは、銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第一條第五項若しくは第三條第四項、長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第一條第五項又は信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第三條第四項に規定する国内基準をいう。

9 第一項第四号の二に規定する「第二基準」とは、長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第三條第四項に規定する第二基準をいう。

（法第三十四條第六項の規定による経営指導計画の提出）

第九十條（略）

2 法第三十四條第六項に規定する主務省令で定める事項は、前項第二号に規定する信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優先出資又は特定社債であつて経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するも

びその内容とする。

の額及びその内容とする。

三 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）

改正案	現行
<p>（発行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）</p> <p>第三十一条 令第八条第一項に規定する内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる銀行等の種類に応じ、当該各号に掲げる区分とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の間事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。</p> <p>一の三 海外拠点を有する信用金庫連合会 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の間事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 単体普通出資等 Tier1比率 四・五パーセント以上であること。</p>	<p>（発行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）</p> <p>第三十一条 令第八条第一項に規定する内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる銀行等の種類に応じ、当該各号に掲げる区分とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行又は信用金庫連合会 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の間事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。</p> <p>（新設）</p>

ロ 単体Tier1比率 六パーセント以上であること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。

二 海外営業拠点を有しない銀行若しくは長期信用銀行又は海外拠点を有しない信用金庫連合会若しくは信用金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類）における国内基準に係る単体自己資本比率が四パーセント以上であること。

三〇六（略）

2 前項第一号、第一号の二及び第二号の「海外営業拠点」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号）第一条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十号）第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。

3 第一項第一号の三及び第二号の「海外拠点」とは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十一号）第三条第三項に規定する海外拠点をいう。

二 海外営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会若しくは信用金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類）における国内基準に係る単体自己資本比率が四パーセント以上であること。

三〇六（略）

2 前項第一号から第二号までの「海外営業拠点」とは、海外に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社（銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3 第一項第一号及び第一号の二の「国際統一基準」とは、銀行法第十四条の二第一号（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条又は信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準（次項及び第五項において「自己資本比率基準」という。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。第五項において同じ。）を有する銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会に係るものをいう。

4 第二項第一号から第一号の三までの「国際統一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項若しくは第三条第三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統一基準をいう。

5 第一項第一号から第二号までの「単体自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第六項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項に規定する単体自己資本比率をいい、第一項第一号の「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項に規定する単体普通株式等Tier1比率、単体Tier1比率及び単体総自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項に規定する単体普通出資等Tier1比率、単体Tier1比率及び単体総自己資本比率をいう。

4 第一項第一号から第二号までの「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率をいい、第一項第一号の「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいい、銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係るものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。

5 第一項第二号の「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会若しくは信用金庫に係るものをいう。

6 | 第一項第二号の「国内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項若しくは第三条第四項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する国内基準をいう。

7 | 第一項第三号の「単体自己資本比率」とは、労働金庫又は労働金庫連合会にあつては労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・労働省令第八号）第二条第三項に規定する単体自己資本比率を、信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては協同組合に

6 | 第一項第三号の「単体自己資本比率」とは、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項又は協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率を、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては同法第十一条の二第一項第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率を、水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会にあつては同法第十一条の六第一項第一号（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

7 | 第一項第四号の「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいい、「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

<p>9 </p> <p>による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十二号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率を、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会にあっては農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第十三号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率を、水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合にあっては水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第十五号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率を、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会にあっては同法第三条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。</p> <p>8 </p> <p>第一項第四号の「単体自己資本比率」、「単体普通出資等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率、単体普通出資等Tier 1比率、単体Tier 1比率及び単体総自己資本比率をいう。</p> <p>(略)</p>	<p>8 </p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
--	-----------------------------------

四 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 業務（第十一条—第三十二条の三）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）</p> <p>第十五条 令第十六条第一項に規定する内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる銀行等の種類に応じ、当該各号に掲げる区分とする。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。</p> <p>一の三 海外拠点を有する信用金庫連合会 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 業務（第十一条—第三十二条の二）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）</p> <p>第十五条 令第十六条第一項に規定する内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる銀行等の種類に応じ、当該各号に掲げる区分とする。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行又は信用金庫連合会 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。</p> <p>（新設）</p>

度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ 単体普通出資等 Tier 1 比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 単体 Tier 1 比率 六パーセント以上であること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。

二 海外営業拠点を有しない銀行若しくは長期信用銀行又は海外拠点を有しない信用金庫連合会若しくは信用金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における国内基準に係る単体自己資本比率が四パーセント以上であること。

三 三六（略）

2 前項第一号、第一号の二及び第二号の「海外営業拠点」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号）第一条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十号）第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。

3 第一項第一号の三及び第二号の「海外拠点」とは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定す

二 海外営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会若しくは信用金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における国内基準に係る単体自己資本比率が四パーセント以上であること。

三 三六（略）

2 前項第一号から第二号までの「海外営業拠点」とは、海外に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社（銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3 第一項第一号及び第一号の二の「国際統一基準」とは、銀行法第十四条の二第一号（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七

る区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十一号）
第三条第三項に規定する海外拠点をいう。

4 第一項第一号から第一号の三までの「国際統一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項若しくは第三条第三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統一基準をいう。

5 第一項第一号から第二号までの「単体自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第六項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項に規定する単体自己資本比率をいい、第一項第一号の「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項に規定する単体普通株式等Tier1比率、単体Tier1比率及び単体

号）第十七条又は信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準（次項及び第五項において「自己資本比率基準」という。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。第五項において同じ。）を有する銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会に係るものをいう。

4 第一項第一号から第二号までの「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率をいい、第一項第一号の「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいい、銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係るものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。

5 第一項第二号の「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会若しくは信用金庫に係るものをいう。

総自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「単体普通出資等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項に規定する単体普通出資等Tier 1比率、単体Tier 1比率及び単体総自己資本比率をいう。

6 第一項第二号の「国内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項若しくは第三条第四項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する国内基準をいう。

6 第一項第三号の「単体自己資本比率」とは、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項又は協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率を、農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては同法第十一条の二第一項第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率を、水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会にあつては同法第十一条の六第一項第一号（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

7 | 第一項第三号の「単体自己資本比率」とは、労働金庫又は労働金庫連合会にあつては労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第八号）第二第三条に規定する単体自己資本比率を、信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十二号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率を、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第十三号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率を、水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合にあつては水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第十五号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率を、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会にあつては同法第三条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。

8 | 第一項第四号の「単体自己資本比率」、「単体普通出資等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」

7 | 第一項第四号の「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいい、「単体普通出資等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

（新設）

とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率、単体普通出資等Tier 1比率、単体Tier 1比率及び単体総自己資本比率をいう。

9 | (略)

(消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者)

第三十二条の二 法第五十一条の二第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第三十二条の三 法第五十一条の二第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。
一 次に掲げる全ての措置を講じること。

8 | (略)

(新設)

(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第三十二条の二 法第五十一条の二第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。
一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ〜ハ (略)

二〜五 (略)

2 (略)

3 前二項(第一項第五号及び前項第四号に限る。)の規定にかかわらず、資金移動業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関連紛争の解決を図ってはならない。

一・二 (略)

三 その業務を行う役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ (略)

(廃止の届出等)

第三十八条 (略)

2〜5 (略)

6 資金移動業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

イ〜ハ (略)

二〜五 (略)

2 (略)

3 前二項(第一項第五号及び前項第四号に限る。)の規定にかかわらず、資金移動業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関連紛争の解決を図ってはならない。

一・二 (略)

三 その業務を行う役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ (略)

(廃止の届出等)

第三十八条 (略)

2〜5 (略)

6 資金移動業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業を廃止したときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

